

議案第七一號

基本財産（五木）処分につき
左記箇所の基本財産（五木）を売却するものとする。

記

三朝町大字助谷字大谷二平九二〇の一

一〇町二反五畝歩

三朝町大字今泉字背子谷六九三の一

一一町一反三畝八歩の内五町七反歩

昭和三十一年九月二十九日 提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十一年九月九日 議決

三朝町議会議長 天野 廉

原案可決

